

○銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の五第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の二十三第一項第一号イに規定する格付を指定する件

(平成十三年十二月二十一日金融庁・財務省告示第六号)

銀行等保有株式取得機構に関する命令(平成十三年内閣府・財務省令第十号)第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の五第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の二十三第一項第一号イの規定に基づき、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものを次のように指定し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百三十一号)の施行の日(平成十四年一月四日)から適用する。

一 信用格付業者 株式会社日本格付研究所

格 付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, BBB+, BBB, BBB-

二 信用格付業者 ムーデイズ・ジャパン株式会社

格 付 Aaa, Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3, Ba1, Ba2, Ba3

三 信用格付業者 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

格 付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, BBB+, BBB, BBB-

四 信用格付業者 株式会社格付投資情報センター

格 付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, BBB+, BBB, BBB-

五 信用格付業者 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

格 付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, BBB+, BBB, BBB-